

務	00	01	1 年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和9年3月末まで有効)			

施 装 第 3 3 0 2 号
令 和 8 年 3 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察官の合服の支給停止及び着用停止について

見出しについて、「警察官の被服着用に関する試行運用について」（令和7年10月6日付け施装第387号）に基づき、管理品目の合理化及び経費削減を図るため、合服の支給及び着用の停止を試行運用中のところ、試行運用の結果等を踏まえ、下記のとおり本格運用することとしたので、所属職員に周知されたい。

記

1 運用開始日

令和8年4月1日

2 概要

警察官の制服の着用時期については、「青森県警察官の服制に関する規程」（昭和47年3月青森県警察本部訓令第7号）第2条の規定により運用しているところであるが、合服の支給及び着用を停止する。

3 留意事項

夏服着用時に早朝・夜間などで冷え込む場合は、必要に応じて防寒服を着用するなど、防寒対策を実施すること。

4 その他

合服の回収についてのほか、回収後に出向及び派遣等で合服の着用が見込まれる場合の対応については、別途通知する。

担当：施設装備課装備車両係